

報告第10号

平成30年度岩倉市公共下水道事業資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、平成30年度岩倉市公共下水道事業資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年8月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

平成30年度岩倉市公共下水道事業資金不足比率報告書

(%)

	資金不足比率
算定結果	—
経営健全化基準	20.0